

生徒心得

前 文

この心得は、本校生徒がより良い学校生活を送るために明示したものであり、そのルールをしっかりと守るよう心がけなければならない。

1 遅刻、欠席、早退などに関する心得

第1条 登校時間は8時30分であり、この時間までにHR教室へ入室できない場合は遅刻とする。

(1) あらかじめ遅刻するとわかっている場合は、原則として保護者から8時15分までに学校(担任)に連絡してもらうこと。

(2) 登校後、職員室にて「遅刻カード」を記入し許可を得てから入室すること。

第2条 欠席する場合は、原則として保護者から8時15分までに学校(担任)に連絡してもらうこと。

第3条 早退・外出する場合は、必ず保護者からその理由を担任に連絡してもらう。保護者と確認後、HR担任などから「外出・早退許可証」を発行してもらい許可を得ること。無断で早退・外出をしてはならない。

2 学校生活に関する心得

第1条 授業は生徒全員の学習の場であるので、授業規律をしっかりと守ること。

(1) 休憩時間に授業の準備をし、始業時間の前には着席して授業の体制を整えること。(10分休みについては、体育館の使用は禁止とする)

(2) 授業を理解するため、普段の予習復習を計画的に進めること。

第2条 学校設備・備品などは大切に使用すること。何らかの原因で破損(落書きも含む)した場合は、直ちに担任などに申し出る。故意に破損させた場合は、特別指導および弁償となることもある。

第3条 指定された場所以外から校舎への出入りは禁止する。また、授業中・休憩時間などに許可なく校地外に出ることは禁止する。

第4条 玄関は汚さないように使用すること。

(1) 玄関前で泥、雪などを落とし、校舎に入る。外靴と上靴は決められた場所で履き替え、土足はしない。

(2) 靴箱は上段に上靴、下段に外靴を入れる。靴以外の物を入れない。靴ロッカーの上に物を置くことは禁止する。

第5条 教室はきれいに使用し、ゴミの分別をきちんとすること。

(1) 机の中には、放課後一切物を入れないこと。

(2) 教室内に、ジャージ等含め、私物を置いて帰らないこと。

(3) 机・イスに傷をつけたり、落書きなどをしないこと。

第6条 特別教室・準備室などは無断で出入りしないこと。また、非常時以外は非常口からの出入りは禁止する。

第7条 廊下での座り込みや食事、トイレでのたむろ行為、他人の邪魔となる行為はしないこと。

第8条 校内で金銭・私物を拾得または遺失した場合は、直ちに担任・生徒指導部へ申し出ること。

第9条 貴重品の持ち込みは禁止とする。やむを得ず持ち込む場合は SHR 時に担任に預けるなどその管理をしっかりとすること。

第10条 授業に必要な物以外は、学校に持ち込まないこと。特に、諸法規に反する物の持ち込みは厳禁とする。

第11条 男女交際については、高校生としてふさわしい行動をし、周囲の目に余る行動は慎むこと。(異常接近～手をつなぐ、抱き合うなど厳禁)

第12条 携帯電話の校内使用については、休み時間に教室のみとし、校内での通話については認めない。但し、緊急を要する場合などは担任に連絡・相談をし、承認を得てから使用をすること。(廊下での使用、校内の電気からの充電は一切認めない)

3 通学に関する心得

第1条 通学の際は交通規則、交通道德を守り、被害者または加害者にならないように心がける。尚、交通事故、交通違反のあった場合は速やかに学校(担任)に申し出ること。

第2条 通学に自転車を使用する場合は「自転車通学届」を担任に提出し、自転車点検を受け、指定のシールを貼付してから使用すること。

(1) 自転車通学をするにあたり、シーズン前には自転車点検を各自行うこと。

(2) 指定のシールを必ず見やすい場所に貼付すること。

(3) 交通法規を守り、他人に迷惑をかける行為はしないこと。

(4) 学校では指定された自転車置き場に並べ施錠すること。

(5) 上記のマナーやルールを守れない者は、自転車通学を停止する。

(6) 通学期間については別途連絡する。

第3条 公共交通機関で通学する場合は、乗車マナーを守り他の乗客に迷惑をかけないように注意すること。

(1) 定期券などの不正使用は厳禁とする。不正使用が発覚した場合は特別指導となる。

(2) 座席の独占や座り込み、迷惑電話などはしないこと。

4 校外生活に関する心得

第1条 夜間の外出はなるべく避け、やむを得ず外出する場合は、午後9時30分までには帰宅すること。しかし、地元の祭典などがあった場合は午後10時までには帰宅すること。

第2条 外泊はしない。やむを得ず外泊する場合は保護者の承諾を得ること。

第3条 自分の事故、本校生徒の事故などを目撃した場合は、学校へ連絡すること。

5 アルバイトに関する心得

第1条 アルバイトは原則禁止とする。高校生の本分は勉学であり、また、有意義な高校生活を送るためにも、特別な場合（家計の一助として）以外は、安易な理由でアルバイトをしないこと。

第2条 アルバイトを行う場合は、保護者・担任と面談した上で、許可願いを提出し、担任・生徒指導部・学校長の許可を得ること。

第3条 以下の場合はアルバイトを認めない。

- (1) 学習の成績、学校状況が好ましくなく、学校生活に支障がある場合
- (2) 定期考査期間中および定期考査1週間前（考査最終日を除く）
- (3) 補習期間中（補習がある者のみ）
- (4) アルバイトの内容が高校生としてふさわしくない場合（宿泊を伴うもの、夜9時を超える就業、危険を伴う就業、風俗営業（主に酒類を提供する業務含）、遊戯施設就業（パチンコ・カラオケ含）、労働基準法、児童福祉法等の法に違反しているもの、その他校長が適当でないと判断したもの等）

6 各種規程に関する心得

第1条 次の生徒指導に関する各種規程を守ること。

- (1) 服装と頭髪に関する規程
- (2) 特別指導に関する規程
- (3) 運転免許取得規程
- (4) 各種願出・届出規程